

法改正等に伴う対応について

☞ 法律等の改正に伴い、規定整備等の対応を行う。

部 局	事 案 名	概 要	議 会 対 応
教育委員会	区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償における介護補償の限度額の改定等について	▶内容 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年東京都条例第97号）の施行に伴い、区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る介護補償の限度額及び補償基礎額の扶養加算額を改定するとともに、規定の整備を行う。 1. <u>介護補償の限度額改定</u> 2. <u>補償基礎額の扶養加算額改定（施行日から令和8年3月31日までは経過措置あり）</u> 3. <u>法令の改正に伴う規定の整備</u> ▶改正を要する条例 ・ 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月中央区条例第15号） ▶施行年月日 公布の日 ▶適用年月日 令和7年4月1日	委員会報告 ・区民文教

【プレス発表】 なし 【議会对応】 議会对応欄のとおり